

農林水産商工委員会資料

(農林水産部所管分)

■主要施策の概要及び課題について

… P 1～7

(参考資料：別冊)

■報告事項

①第71回全国植樹祭の準備状況について

… P 8

令和3年5月19日・20日
農 林 水 産 部

農林水産部の主要施策の概要及び課題

目 次

1. 農林水産基本計画の概要 P 1 ～ 3
2. 農林水産基本計画の進捗状況及び課題 P 4 ～ 7
3. 重点取組分野の進め方と令和3年度予算事業 (別冊)

《重点取組分野》	
農 業	①新規自営就農者の確保 ②中核的な担い手の育成 ③集落営農の経営改善 ④地域をけん引する経営体の増加 ⑤将来性のある産地の拡大 ⑥水田園芸の推進 ⑦有機農業の拡大 ⑧美味しまね認証を核としたGAPの推進 ⑨肉用牛生産の拡大 ⑩持続可能な米づくりの確立 ⑪日本型直接支払制度の取組拡大 ⑫地域が必要とする多様な担い手の確保・育成 ⑬鳥獣被害対策の推進
林 業	①原木生産の低コスト化 ②再造林の低コスト化 ③製材用原木の需要拡大と安定供給 ④高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大 ⑤新規林業就業者の確保 ⑥林業就業者の定着強化
水 産 業	①沿岸自営漁業の新規就業者確保 ②沿岸自営漁業者の所得向上 ③定置漁業の持続的発展 ④企業的漁業経営や内水面漁業の安定的発展

島根県農林水産基本計画 [農業] の概要

将来にわたって持続可能な農業・農村の実現

収益性の向上による農業産出額の100億円増

農業集落における担い手不在の解消

1. ひとづくり

【新規自営就農者の確保】

○将来担い手になろうとする意欲ある新規就農者を倍増させます。
(30人→60人/年)

- ▶ 農業法人と協力して「雇用→独立(自営)」という就農ルートを確立させます
- ▶ 農林大学校に就農準備コースを設けるなど、自ら農業経営を志す人のニーズに応えます



就農相談会の状況

【中核的担い手の育成】

○販売額1,000万円を達成するような中核的な担い手を増やします。
(600経営体→1,000経営体)

- ▶ 現在の経営規模にかかわらず、安定的な農業経営を目指す農業者への支援を強化します
- ▶ スマート農業の普及や労力補完の仕組みづくりにより、経営拡大に不可欠な労働力確保を後押しします



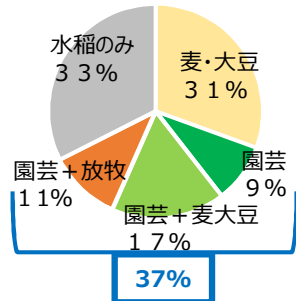
スマート農業の一例
(ドローン)

【集落営農の経営改善】

○集落営農の法人化、経営多角化により組織継続の基盤を強化します。
(高収益作物販売額 2.5億円→20億円/年)

- ▶ 水田園芸が円滑に拡大できるよう、必要な人材の確保や排水対策(基盤整備)を進めます
- ▶ 組織化、法人化、広域連携などの取組がよりスピーディーに実現するよう、推進方策を見直します

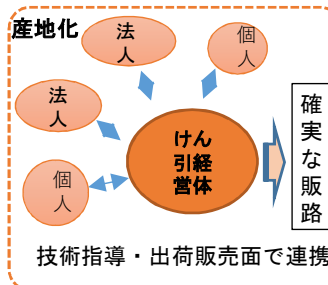
■経営多角化の取組内容 (H29)



【地域をけん引する経営体の増加】

○地域の農業者をけん引し、産地化を共に進める企業の農業参入を促します。
(地域けん引経営体 毎年1以上誘致)

- ▶ 県として推進する企業の農業参入は「地域の農業(農業者)のためになるもの」に限定します
- ▶ 独自の販路や高い生産技術を持つ企業をターゲットとすることで、速やかな産地形成を図ります



【将来性のある産地の拡大】

○マーケットインの発想で「生産の拡大」と「安定的な担い手の確保」に取り組もうとする産地を支援します。

- ▶ 「いいものを作れば売れる」という技術偏重の産地振興のあり方を、根本から見直します
- ▶ 1次加工、海外輸出、未利用資源の活用等、県内他産地のモデルとなるような成功事例を創出します



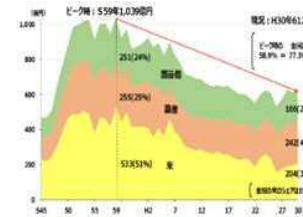
2. ものづくり

【水田園芸の推進】

○今後の地域農業の柱となる水田園芸を県全体に定着させます。
(県推進6品目※産出額20億円→60億円/年)
※ キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガス

- ▶ 単なる品目振興ではなく、県のあらゆる農業施策を総動員して水田園芸の拡大を図ります
- ▶ これまで推進のネックとなっていたほ場の排水対策、労力確保、販路開拓に県が正面から取組みます

■農業産出額の推移



【有機農業の拡大】

○全国に誇る島根県の有機農業を更に推進し、産地を拡大します。
(有機JAS認証ほ場の割合 0.4%→1.0%)

- ▶ 総花的な推進ではなく、「有機JAS」を軸に産地形成や担い手確保を進めます
- ▶ 県外を含む多くの消費者にその価値が高く評価してもらえるよう、販売対策と物流対策を強化します

■県内の有機農業の中核産地



【美味しません認証を核としたGAPの推進】

○安定的な経営を実現するため、GAPの実践を県農業のスタンダードにします。
(主要品目の国際水準GAP取得割合 0.6%→50%)

- ▶ GAPは今後の農業経営にとって必須の取組であり、あらゆる担い手に実践を強く働きかけます
- ▶ その入り口として県独自のGAP認証(美味しません認証)を活用して、認証取得を丁寧にサポートします



「美味しませんゴールド」
しまねっこコラボマーク

【肉用牛生産の拡大】

○地域の特色を活かして、県内に古くから根付いている肉用牛生産を拡大します。
(子牛生産頭数 7,000頭→9,300頭/年)

- ▶ 子牛価格や肥育の出荷成績が伸び悩む状況を改善し、担い手の安定的な確保につなげます
- ▶ 放牧を活用した子牛づくりや、肥育農家と繁殖農家が連携した地域の特色ある肉用牛生産を進めます

■肉用牛の分布 (H31)



【持続可能な米づくりの確立】

○主食用米の更なる価格低下にも耐えられる徹底した低コスト生産を実現します。
(生産コスト 13,807円→9,600円/60kg)

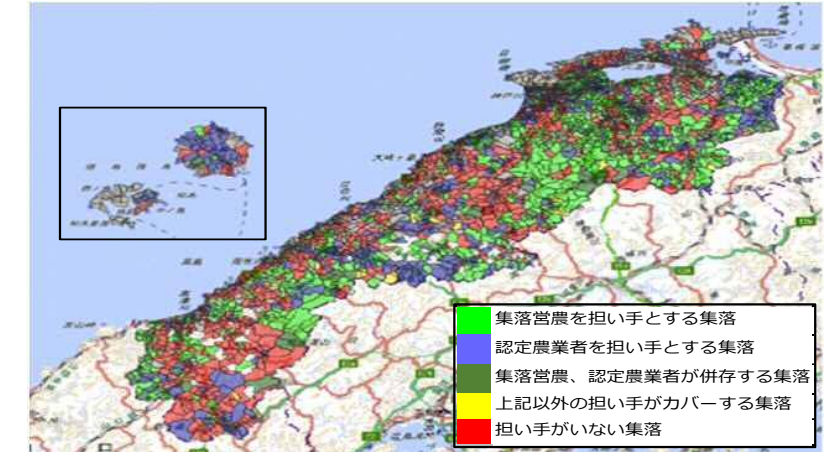
- ▶ 農地集積も進めつつ、主食用米生産に占める担い手シェアを伸ばしていきます
- ▶ 低コスト化では、特に畦畔管理の効率化、播種・育苗技術の改良、多収穫品種の導入を強力に進めます



リモコン除草機

3. 農村・地域づくり

■集落の担い手の状況(H30)

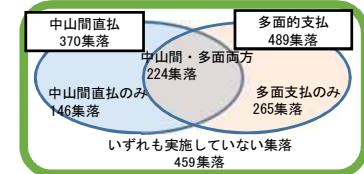


【日本型直接支払制度の取組拡大】

○集落における営農維持の基礎となる日本型直接支払の推進を強化します。
(担い手不在集落における新規取組数 8集落→30集落/年)

- ▶ 中山間地域等直接支払については、近隣集落との広域連携を進めながら取組の拡大を図ります
- ▶ 多面的機能支払については、中山間地域等直接支払を現在実施している集落等をターゲットに推進を強化します

■担い手不在集落(1,094集落)での日本型直接支払の実施状況 (H30)



【地域が必要とする多様な担い手の確保・育成】

○それぞれの地域が必要とする多様な担い手を確保・育成します。
(農業集落における担い手不在集落の解消 275集落(5年間))

- ▶ 定年を機に農業を始める方や、自らの経営と集落営農活動を組み合わせようという方など、多様な人材確保を支援します
- ▶ 担い手を確保しやすくするため、中山間地域の生産条件の悪い地域で小規模な基盤整備を進めます

■担い手による集落のカバー状況

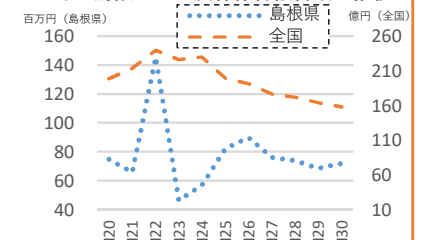
集落区分	H21	H30
認定農業者がカバーしている集落数	788	792
集落営農組織がカバーしている集落数	913	914
認定農業者と集落営農組織がカバーしている集落数	109	261
担い手不在集落数	1,275	▲181
合計	3,085	▲24

【鳥獣被害対策の推進】

○地域ぐるみで対策に取り組もうとする集落を支援し、被害を減少させます。
(意欲ある集落の被害額 5割以上減少(令和元年→令和6年))

- ▶ 鳥獣対策の主体は市町村という意識を払拭し、県自ら被害を減少させるために能動的に対策に取り組みます
- ▶ 中国山地のニホンジカのような新たな被害への対策、ジビエ活用に向けた連携体制の構築に取り組みます

■野生鳥獣による農林作物被害額の推移

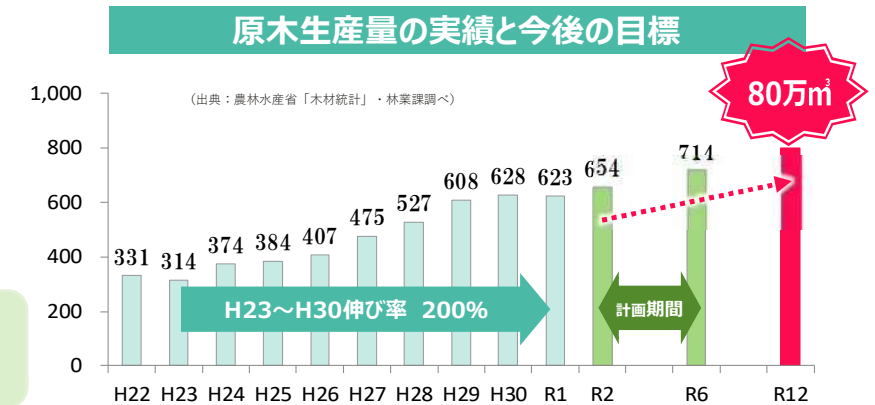


島根県農林水産基本計画【林業】の概要

島根県の森林と林業・木材産業の将来ビジョン・基本目標

島根県の森林と林業・木材産業では、**令和12年に原木生産量80万³m**を達成することを目標にしています。

この目標は県内需要と健全な林業経営に必要な生産量であり、「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の実現によって産業発展と環境保全の両立を目指します。



島根県は原木生産量80万³m達成に向けて **重点推進事項（6項目）**の対策を進めます

<島根県農林水産基本計画(R 2(2020) – R 6(2024))>

重点推進事項

1. 林業のコスト低減

原木生産と再造林の低コスト化により、林業の植林から伐採までの1サイクルの生産コストを、従来の作業モデルから15%以上低減させます。

● 原木生産の低コスト化

原木生産コスト
5%以上ダウン

《主な対策》

- 循環型林業拠点団地を70団地設定
- 林業専用道を毎年25km程度整備
- 林業事業者の実態に応じた高性能林業機械の導入



林業専用道

● 再造林の低コスト化

再造林コスト
18%以上ダウン

《主な対策》

- 伐採者と造林者が連携した一貫作業の100%実施
- コンテナ苗の得苗率向上による低コスト化
- 低密度植栽（2,000本/ha）の普及拡大



コンテナ苗

2. 原木が高値で取引される環境整備

製材用原木の需要増と林業事業者の供給体制の整備により、県内原木生産のうち製材用として取引される割合を現状の12%から17%以上に増加させます。

● 製材用原木の需要拡大と安定供給

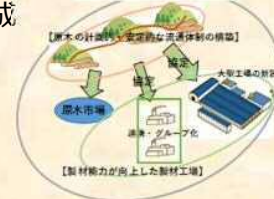
2製材工場
新設

《主な対策》

- 原木需要拡大のための製材工場の新設
- 原木供給～木材加工が合理的に結びついたウッドコンビナートの形成



製材工場新設（イメージ）



● 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大

出荷割合
50%以上

《主な対策》

- 県産木材を積極的に使用する工務店及び建築士の認定と支援制度の創設
- 県外需要者と県内製材業者のマッチングの強化



関西圏での商談会

3. 林業就業者の確保

原木増産と伐採後の適切な再造林を円滑に実現するため、新規就業者の確保と林業事業者の魅力向上等を通じて、林業就業者を現状の953人から1,072人に増加させます。

● 新規林業就業者の確保

就業者
80人/年以上

《主な対策》

- 高校生への体験実習などによる林業教育の充実
- 農林大卒業生を毎年20人以上輩出
- 農林大に1年コースを新設



農林大学校林学科の学生

● 林業就業者の定着強化

5年定着率
70%以上

《主な対策》

- 島根林業魅力向上プログラムによる労働条件・就労環境改善
- 専門家による事業者の経営改善指導
- しまね林業士制度を活用したキャリアアップシステム導入促進



整備された福利厚生施設

計画期間
の目標
(R2～6年度)

令和6年
(2024年)

原木
生産量
71.4万³m

将来ビジョン

令和12年
(2030年)

原木
生産量
80万³m

島根県農林水産基本計画〔水産業〕の概要

- ▶ 持続可能な沿岸自営漁業の実現や、沿岸漁業集落の維持・発展を図るため、新規就業者の確保・育成と、漁業の生産性の向上を推進します。

【将来ビジョン】

- 令和21年の沿岸自営漁業の産出額54億円（令和6年：産出額29億円）
- 132の沿岸漁業集落について、1集落あたりの漁業者が5人以上いる形で維持

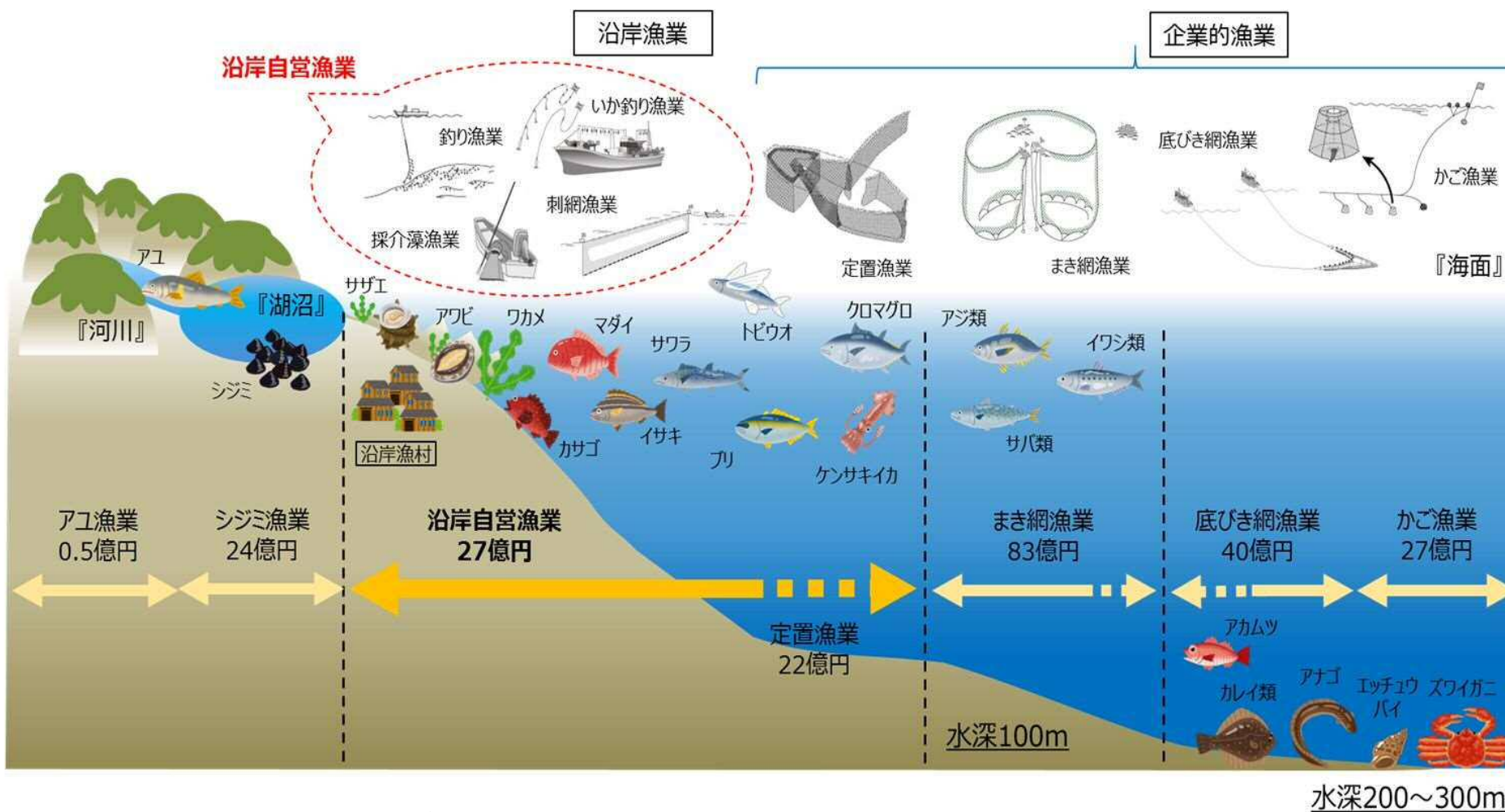
■沿岸自営漁業の就業者数の推移



■沿岸自営漁業の漁獲量の推移

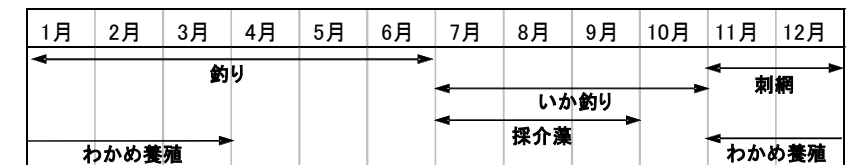


島根県の水産資源と利用の状況



1. 沿岸自営漁業の新規就業者確保

- 沿岸自営漁業の新規就業者を年間15人以上確保
- ▶ ワンストップ窓口の新設
 - ・ 就業希望者が簡単に必要な情報を入手し、就業相談ができる体制を構築
- ▶ 研修から自立、所得向上までを一貫支援
 - ・ 給付金制度(50歳未満…最大120万円×5年間)を創設
- ▶ 就業モデルの策定、提案 (1年間に行う漁業の一例)



2. 沿岸自営漁業者の所得向上

- 水揚金額720万円以上の沿岸自営漁業者を113人以上確保
- ▶ 生産性を高める生産体制の構築
 - ・ 個人による複数の漁法の組み合わせ操業やグループで行う協業化等を推進
- ▶ 漁業技術の更なるレベルアップ
 - ・ 『指導者バンク』から指導者を斡旋し必要な指導・助言



3. 定置漁業の持続的発展

- 定置漁業経営体の新規参入：1経営体
- ▶ 新規参入の促進
 - ・ 県内外の経営体が参入を検討する材料となる「誘致パッケージ」を整理し、積極的な誘致を図る

4. 企業的漁業や内水面漁業の安定的発展

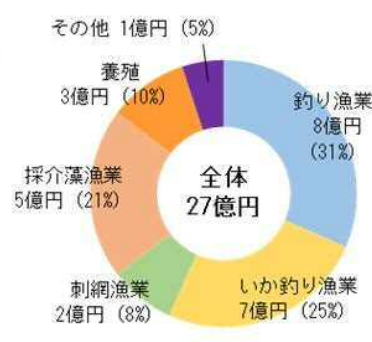
- 企業的漁業や内水面漁業の安定的発展
 - ・ 科学的知見の収集や提供等に特化し内容を充実させることで、資源管理と収益性の両立に寄与

■全国における島根県漁業の位置づけ (H30)

魚種	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
海面漁業	北海道	長崎	茨城	静岡	宮城	千葉	三重	島根	宮崎	青森
マアジ	43,862	28,509	5,407	4,611	3,596	3,483	3,466	3,173	2,703	2,669
サバ類	104,273	100,171	43,245	36,385	35,481	34,259	28,995	21,189	18,837	18,770
ブリ類	14,113	9,578	8,948	8,264	8,159	7,546	6,440	4,646	4,622	3,257
ヒラメ・カレイ類	21,932	4,198	2,983	2,593	1,895	1,879	1,301	1,071	1,058	887
アナゴ類	618	556	412	254	196	177	167	157	149	147
サザエ	1,011	605	464	414	398	306	301	263	253	238
ベニズワイガニ	2,738	2,188	2,088	2,039	1,965	997	866	461	447	227
内水面漁業	北海道	島根	青森	茨城	岩手	新潟	神奈川	宮城	岡山	東京
シジミ	10,101	4,250	4,147	2,520	945	402	395	354	308	304
	2,738	2,760	1,173	778	261	172	120	63	32	17

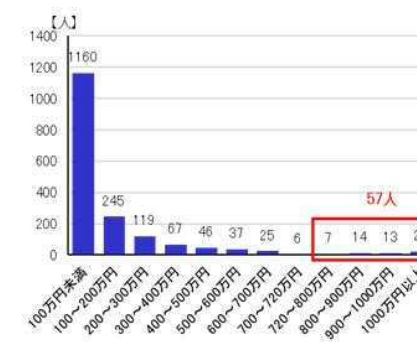
出典：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

■沿岸自営漁業の漁業種類別産出額 (H30)



出典：水産課調べ

■沿岸自営漁業の水揚金額階層別漁業者数 (H30)



出典：水産課調べ

農林水産基本計画の進捗状況及び課題（令和3年5月）

【 農 業 】

重点取組		令和2年度の実績	比較	令和6年度末の目標	課題と今後の対応方向
ひとづくり	新規自営就農者の確保	自営新規就農者 60 人 うち認定新規就農者：39 人	R 1：47 人 うち認定者 33 人	認定新規就農者：年 60 人以上	○新規就農者数は順調に増加しているが、年間 60 人という水準に到達するためには、教育課程における希望者の掘り起こしと、「こうすれば農業経営が成り立つ」という具体的な営農モデルの作成・発信を更に強化する必要がある。 ○今年度からは、県内 5 つの農業高校との連携を強化し、就農意欲のある生徒を高校入学時から継続的にフォローするとともに、水田園芸について、研修から就農、経営安定までの包括的なプログラムを創設する。
	中核的な担い手の育成	経営発展のロードマップ作成経営体：188 経営体	(新たな取組)	販売額 1 千万円以上の経営体が 1,000 経営体 (400 経営体増加) となり、6 割が法人化 ※400 のうち 100 経営体は集落営農組織を想定	○経営発展に向けたロードマップを作成するに当たり、農業者一人ひとりについてそれぞれオーダーメイドで対応しようとしたため、多大な労力・時間を要し、結果的に取組経営体数を十分確保できなかった。 ○今後は、ロードマップ（経営の改善方向）をパターン化し、水田園芸や有機、肉用牛などの重点取組と連動させながら、品目転換、規模拡大、労力確保、販路開拓等に産地全体で取り組むことを基本とする。
	集落営農の経営改善	経営多角化：48% (13 組織が水田園芸を中心とした多角化の取組を開始) 法人化：4 組織 広域連携組織：5 組織	R 1： 経営多角化 44% 法人化 12 組織 広域連携組織 3 組織	経営多角化：60% 法人化：20 組織/年 広域連携組織設立：5 組織/年	○集落営農の経営多角化や広域連携の取組数は順調に推移しているが、法人化については取組のペースが十分でない。 ○集落の農業者全員の合意を得ようとして何年も議論に費やし、その間に法人化の機運自体が弱まってしまう事例もあることから、今後は、意欲ある農業者を中心としてまず法人化を果たし、その後集落全体に拡大していく手法を積極的に提案・誘導していく。
	地域をけん引する経営体の増加	参入なし (2 社が参入を本格的に検討中)	(新たな取組)	地域けん引経営体が毎年 1 経営体参入	○全国展開する農業コンサルと連携して、参入を希望する県外企業へのアプローチが進んだ反面、「どういう地域にどういう企業を誘致すると最も効果的か」、「県内のどの地域で誘致企業との連携を希望しているか」という視点が十分ではなかった。 ○まずは、水田園芸や有機などを企業経営体とともに進めたいという意欲のある産地の掘り起こしを早急に進め、その上で、各地域のニーズにあった企業にアプローチしていく。
	将来性のある産地の拡大	モデル産地指定：8 産地 (モデル産地における新規就農者確保見込数 39 人)	(新たな取組)	産地創生事業で新規就農者を 60 人確保	○産地の指定にあたって、「マーケットインの発想により、生産の拡大と新規就農者の確保が安定的・継続的に進むようになる産地（＝持続可能な産地）を目指す」という事業の趣旨が十分理解されていないところが見受けられた。 ○既に指定した産地についても、今後、新規就農者確保などの目標水準が適切かなどを検証し、場合によっては目標を修正することで、事業の効果が最大限発揮されるよう誘導していく。
ものづくり	水田園芸の推進	水田園芸面積：206 ha	R 1：128 ha	6 品目各産出額：10 億円 (目標達成に必要な水田園芸面積 781 ha)	○水田園芸の取組面積は順調に拡大しているが、令和 6 年度末の目標に照らすとそのペースは十分ではなく、県全体で取組をさらに加速させる必要がある。 ○夏までに、水田園芸の推進を図る産地と各々の産地ビジョンを公表し、担い手の確保や作業の共同化など産地化に向けた取組を加速させるとともに、新規就農者の確保に向けて、意欲ある市町村と連携し、地域おこし協力隊制度などをベースに水田園芸に特化した研修プログラムを創設する。

重点取組		令和2年度の実績	比較	令和6年度末の目標	課題と今後の対応方向
ものづくり	有機農業の拡大	有機JAS認証ほ場：167 ha	R1：155 ha	有機JAS認証ほ場：370 ha(=県内農地の1%)	<ul style="list-style-type: none"> ○島根県の主力である葉物野菜については物流上の課題等により伸び悩んでおり、面積拡大の鍵となる有機米についても、販売業者の求めるロットが確保できず取引に至らないなど、取組が停滞している。 ○混載便の活用や販売業者等との連携により物流コストの低減を進めるとともに、葉物野菜だけでなく、果菜類や根菜類など実需者が求める品目の生産拡大に向けて、技術開発等を強化する。有機米は、販売業者が求めるロットに対応できるよう、県主体で産地化をすすめる。
	美味しまね認証を核としたGAPの推進	国際水準GAP取得経営体数：161 経営体(美味しまねG+民間GAP)	R1：109 経営体	担い手に占める取得割合：50% (目標達成に必要な経営体数 880)	<ul style="list-style-type: none"> ○県による指導体制の強化など、新規就農者や県事業の活用者の大部分が前向きにGAP(美味しまね認証)に取り組める体制が整ったことから、今年度以降取得者が大幅に増加する見込み。 ○引き続き、農業者一人ひとりに寄り添った形で丁寧な取得支援を行うとともに、生産サイドだけでなく消費者や実需者を巻き込んだより包括的な機運の醸成を図るため、県内の小売店等と連携して「GAPは当たり前」という環境づくりを強化する。
	肉用牛生産の拡大	和子牛生産頭数：7,846 頭	R1：7,522 頭	和牛子牛生産頭数：9,300 頭	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍により一時的な変動はあったものの、子牛価格は依然として高値で推移しており、法人経営や担い手農場を中心に繁殖雌牛の増頭と子牛の生産拡大が進展。 ○新たな担い手を引き続き安定的に確保できるよう、就農パッケージを増加・充実させるとともに、県全体で、全国の主要産地にひけをとらない子牛価格の実現と枝肉成績の向上に取り組む。
	持続可能な米づくりの確立	担い手への農地集積：39% 低コスト技術導入数：173 技術 (草刈：76、密苗：63、多収米：34)	R1：37% (新たな取組)	主食用米の生産面積の50%を担い手に集積 担い手のうち3分の2が生産コスト9,600 円/60kgを達成(導入経営体数：349 経営体)	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手への農地集積については、そのペースが落ちないよう引き続き農地中間管理事業と連携して取り組むとともに、集落営農の組織化・法人化を推進する。 ○低コスト技術については、昨年度の県単コロナ対策を活用してある程度導入が進んでおり、今後は導入された技術・機械の広域利用の仕組みづくりに取り組むことで、その効果を最大限発揮させる。
農村・地域づくり	日本型直接支払制度の取組拡大	担い手不在集落における新規取組数 多面的機能支払：19 中山間直払：30 計48 集落(重複1)	R1：3 集落	担い手不在集落での新規取組数：年30 集落	<ul style="list-style-type: none"> ○新規に取り組む集落はある程度確保できているが、担い手不足や事務負担を理由に取り組みを断念する集落(R2：50 集落)も多く、トータルでは取組が十分広がっていない。 ○近隣の集落との連携や広域化、事務の外部化など集落の負担を軽減する手法の確立・普及を図り、取組の新規開始・維持継続を後押しする。
	地域が必要とする多様な担い手の確保・育成	解消集落数：21 集落	(新たな取組)	担い手不在解消集落：275 集落	<ul style="list-style-type: none"> ○依然として現状や意向が把握出来ていない担い手不在集落が相当数あり、担い手不在の解消に向けた意識付けが課題となっている。 ○夏までに県が把握する担い手不在集落の現状と対応方向を公表し、各集落における議論の活性化を図り、ひとつでも多くの集落で目指す将来の姿を具体化する。
	鳥獣被害対策の推進	県が直轄で対策を実施する 試行14 地域で被害額44%減少 R3から57の直轄対策地域を新たに指定	(新たな取組)	意欲ある集落の被害額：5割削減	<ul style="list-style-type: none"> ○従来型の鳥獣被害対策(イノシシ)については、地域ぐるみで対策することで被害額の5割減は十分達成できることが実証できているが、サルや鳥類等の新たな鳥獣被害対策は未確立な部分もある。 ○直轄指定地域で新たな鳥獣被害の対策モデルを実証・確立するとともに、農業者・地域住民の負担軽減を図るため、捕獲個体の処理(ジビエ活用を含む)について地域の実態に即した解決を図る。

【 林 業 】

重点取組	令和2年の実績	比較	令和6年度末の目標	課題と今後の対応方向
林業のコスト低減				
原木生産の低コスト化	平成30年度と比較した人工林1haあたりの原木生産コスト低減率：1% 〔・循環型林業拠点団地の設定：26団地 ・林業専用道整備：13km開設 ・高性能林業機械の整備：14台〕	原木生産コスト低減率 R1実績：1%	人工林1haあたりの原木生産コストを現状(H30年度)と比較して5%以上ダウン	○林内路網の整備や林業機械の導入等を進めているが、生産規模の拡大に伴い、業務に習熟していない作業員が増加し、現場の状況に応じた最適な林業機械の選択と運用ができていないといった課題もある。 ○引き続き林業専用道の整備や林業機械の導入を団地方式で進めるとともに、生産性向上に向けた技術研修等を業界と連携して実施する。 ○また、低コスト化に繋がる最新のICT機器等について、本県に適した機械や作業システムの現場実証を開始する。
再生林の低コスト化	平成30年度と比較した人工林1haあたりの再生林コスト低減率：9% 〔・一貫作業の実施割合：100% ・低密度植栽の実施割合：85% ・コンテナ苗の得苗率：59%〕	再生林コスト低減率 R1実績：6%	人工林1haあたりの再生林コストを現状(H30年度)と比較して18%以上ダウン	○低コストな再生林に向けた一貫作業は、林業現場においてほぼ定着しているものの、このことによるコスト削減効果の発現は不十分である。また、今後利用拡大が不可欠なコンテナ苗生産の技術力が低い。 ○伐採者と造林者の連携作業を計画的に実施することで、一貫作業の連携度合いを高めるとともに、コンテナ苗の生産技術の向上と満1年未満のコンテナ苗生産技術の普及を推進する。
原木が高値で取引される環境整備				
製材用原木の需要拡大と安定供給	生産する原木のうち製材用原木割合：11% 〔・中間土場設置：9箇所 ・製材工場の施設整備：5工場〕	製材用原木割合 R1実績：12%	生産する原木のうち製材用原木の割合を現状(H30年度)の12%から17%以上に引き上げ	○コロナ禍により、従来から小さかったA材とB材の価格差が更に縮小し、A材への仕向けが伸び悩んでいる。また、中間土場の活用等による仕分けの徹底や、原木安定供給協定の締結による直送などに課題があり、製材工場が求める規格・品質・量での供給能力が低い。 ○製材工場の新設・規模拡大と既存工場の分業・連携によりグループ化し、製材品の増産や高品質・高付加価値加工体制を強化を図る。また、仕分けの徹底を指導するとともに、原木安定供給協定の協議の場を設け、直送の取組を推進する。
高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大	製材工場の出荷量のうち高品質・高付加価値製品出荷割合：47% 〔・県産材を積極的に使用する工務店の認定：112社 ・大阪での常設展示：14社 ・高品質・高付加価値に向けた施設整備：8社〕	高品質・高付加価値製品出荷割合 R1実績：47%	製材工場の出荷量のうち高品質・高付加価値製品の出荷割合を現状(H30年度)の44.3%から50%以上に引き上げ	○住宅分野で積極的に県産木材を使用する認定工務店は十分確保できているが、中には県産木材の使用割合の低い工務店がある。また、高付加価値木材製品の県外出荷量は拡大傾向にあるものの、大きな市場である大都市圏で販路の新規開拓の余地がある。 ○今年度から、県産木材使用割合を大きく引き上げる認定工務店に対する支援を大幅に拡充する。また、県外では常設展示場を活用した販売促進に加え、県外工務店に対する個別の働きかけを強化する。
林業就業者の確保				
新規林業就業者の確保	新規林業就業者数：90人 〔・林業就業者数：960人 ・県内高校での林業教育：14校〕	新規林業就業社数 R1実績：86人	新規林業就業者数を毎年80人の水準に引き上げ、県全体の林業就業者を1,072人以上確保	○島根林業魅力向上プログラムによる林業事業体の取組は一定程度進んでいるが、個々の林業事業体の取組だけでは、求職者や高校生に林業の現場作業や林業事業体への就業イメージが十分に伝えられていない。 ○林業事業体と連携し、現場見学や高性能林業機械に直接触れる体験型研修及び教育の機会を増加させることで就業へのイメージ構築を促進していく。
林業就業者の定着強化	林業就業者の5年定着率：63% 〔・魅力向上プログラムに取組んだ事業体：41社 ・しまね林業士累計登録者数：396人〕	5年定着率 R1実績：60%	新規就業者の5年定着率を70%以上に引き上げ、県全体の林業就業者を1,072人以上確保	○業界全体でみると労働条件・就労環境に改善の余地が大きく、就業後の定着率が依然として低迷している。 ○就業者の定着率に直結する、初任給の引き上げ、給与水準の向上、週休二日制の導入を「島根林業魅力向上重点3項目」と位置づけ取組を推進する。

【水産業】

重点取組		令和2年の実績	比較	令和6年度末の目標	課題と今後の対応方向
沿岸漁業	新規自営就業者の確保	<ul style="list-style-type: none"> 新規自営就業者数：8人 2～3年後の就業を目指す研修生を11人確保 	R1：8人	新規就業者：年15人	<ul style="list-style-type: none"> ○情報発信が不十分であったため就業希望者からの相談件数が伸び悩み、就業前の研修の受入体制も十分整っていなかった。 ○就業希望者からの相談件数を増やすため、SNS等の活用や体験乗船会の開催等により情報発信を充実させるとともに、新たに企業的漁業経営体との連携を進め、就業希望者が研修から就業に向けて円滑に進んでいける受入体制の整備に取り組む。
	自営漁業者の所得向上	<ul style="list-style-type: none"> 年間水揚金額720万円超の自営漁業者：25人 経営発展（所得向上）を目指す認定漁業者：20人 	R1：51人	年間水揚金額720万円超の自営漁業者：113人	<ul style="list-style-type: none"> ○沿岸自営漁業の主な漁獲対象魚種の1つであるイカの不漁等により、水揚金額720万円以上の漁業者が少なくなっている。 ○また、所得向上に取り組む漁業者のアプローチをある程度水揚げがある漁業者に絞って行ったため、掘り起こしが十分進まなかった。 ○県とともに経営発展を進めようとする漁業者を広く確保し、普及職員によるマンツーマンの助言・指導のもと、実地研修や試験操業を通じ漁業者一人一人に適した漁業技術の習得や新漁法の導入を支援する。
漁村	定置漁業の発展	<ul style="list-style-type: none"> 定置漁業経営体の新規参入：ゼロ 県内経営体：意向確認 県外経営体：状況調査 	(新たな取組)	<ul style="list-style-type: none"> 定置漁業経営体の新規参入：1経営体 132沿岸漁業集落の漁業者5人以上維持 	<ul style="list-style-type: none"> ○定置漁業の新規参入については、県内外の定置漁業経営体への意向把握を実施したが、目にみえる進展はなかった。 ○引き続き定置漁業の新規参入希望者の発掘を進めるとともに、地域の特色に応じた新たな漁業の導入等、漁村集落の維持、活性化につながる振興策の検討・検証を進める。
企業的漁業経営・内水面漁業の安定的発展		ICTを活用した魚種別分布予測システム（沖合底びき網漁業向け）の開発を進め、以下の効果を確認 1 航海あたり 漁場探索時間：約2時間短縮 曳網回数：約2回増加 漁獲金額：約7%増加（過去5年平均比）		具体的目標設定なし	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTを活用した魚種別分布予測システムの一定の効果は認められたが、経営にインパクトをもたらすには、より高い確度での魚種毎の分布状況予測が求められる状況にある。 ○引き続きシステムの改善を行うとともに、小型底びき網漁業など他の漁業へのシステム導入の可能性についても検討していく。

第71回全国植樹祭の準備状況について

農林水産部林業課

1 オンラインを取り入れた開催の考え方

- ・新型コロナウイルス感染症については、島根県内では保健所による積極的疫学調査が対応できている状況にあることから、予定通り開催する方針
- ・大田市三瓶山の式典会場と、東京をオンラインで結び、式典にお出ましいただき、天皇陛下よりお言葉を賜るとともに、お手植え、お手播き、更には昭和46年の第22回全国植樹祭において当地でお手植えいただいた樹木を御収穫いただく予定
- ・5月30日に、緊急事態宣言が発令されている都道府県の招待者の方については、島根県にお越しいただくのは難しいと考えており、そのような都道府県に対しては、オンラインでの参加と島根から苗木を届け、各都道府県内での植樹を実施いただくことを検討
- ・まん延防止等重点措置が実施されている地域については、該当地域以外からの出席者に交替等する対応を依頼
- ・都道府県の招待者については、可能な限り来県いただき植樹祭に御出席いただきたいと考えており、今後、各都道府県の事情や状況の変化等も考慮しながら、必要な調整を進める

2 新型コロナウイルス感染症への対応

4月27日に「島根県全国植樹祭新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を公表し、これに基づき対策を徹底する。主な対策は、次のとおり。

- ・マスク着用、手指消毒の徹底及び人と人との間隔を原則として2メートル確保することなどに加え、
- ・大会2週間前（5月14日）以降居住都道府県の方針に即したコロナ対策を徹底
- ・大会2週間前（5月14日）以降セルフチェックを実施し、体調不良者は参加を認めない
- ・招待者との距離が2メートル以内で業務を行う可能性のある運営スタッフは、開催1週間前以内にPCR検査等を受診し、検査結果を提出
- ・県外からの招待者・運営スタッフ等は、県内で宿泊する場合、原則1人1部屋とする
- ・送迎バスは原則として定員の半分の乗車とし、乗車時は常時マスクを着用
- ・送迎バスは原則として窓側のみ使用し、往路復路で同一車両同一座席に着席し、着席位置を記録

3 第71回全国植樹祭の概要

- ・日 時 令和3年5月30日（日）13:30～15:45
- ・場 所 大田市三瓶山北の原及び東京会場
- ・招待者 約1,000人（県内約800名、県外約200名）